

### 第 3 6 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「区長」を「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第 2 項中「区長」を「教育委員会」に、「もつて」を「もって」に改める。

第 1 1 条第 1 項及び第 2 項中「区長」を「教育委員会」に改める。

第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（事務の委任）

第 1 2 条 区長は、この条例に定める事務を教育委員会に委任する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの条例による改正前の足立区立学童保育室条例（以下「旧条例」という。）の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区立学童保育室指定管理者選定審査会の項及び足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会の項を削り、同表教育委員会の部に次のように加える。

足立区立学童保育室指定管理者 選定審査会	日額 8,000円
足立区立学童保育室指定管理者 等評価委員会	日額 8,000円

(提案理由)

学童保育室の事務を足立区教育委員会に委任することに伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。